

食品に関するリスクコミュニケーションにおける事前意見・質問について

- ①食品安全行政の枠組みについて
(リスクコミュニケーションについても含む)
- ②健康食品について
- ③その他

No.	質問者	意見		質問の内容	回答
		テーマ番号	問番号		
1	消費者	①	1	食の安全について「日本は世界一厳しい」ことを世界に発信する努力を望む。そのためには、安全な食料を基本にした自給率の向上が不可欠である。加えて流通・加工業者の食に対する倫理観・モラルの向上に努めて欲しい。	ご指摘いただいた意見と類似の事例として、欧米各国においても、市民は「自分の国で生産した食品が世界一安全で高品質」であると思っています。実際のリスクと市民が感じているリスク（認知リスク）との間には、開き（ギャップ）があり、これがリスクコミュニケーションを難しくしている要因の一つであるといわれています。第2点目に関しては、安全な食糧供給を前提とした自給率向上のための様々な施策が農林水産省において講じられています。第3点目についてですが、事業者等のモラル向上に関連し、食品衛生法改正の中で、食品の安全確保に関する食品等事業者の責務が明確化されたところで、意見交換会等の機会をつうじてその普及に努めています。
2	行政機関等関係者		1	ひと口に健康食品といっても、種類、価格等いろいろな商品がある。いかがわしいものも多いが、どのように考えたらよいか。	「健康食品」ということばは、法令上定義されているものではなく、一般に、「健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの」を総称するものとして利用されているようです。この「健康食品」のうち、消費者の適切な選択に資するよう、国がその安全性・有効性を確認した「保健機能食品制度」が平成13年度から施行されています。さらに、健康保持増進効果に関する虚偽誇大表示を禁止するため、昨年法改正を行ったところで、この規定を適切に運用して参りたいと考えています。
3	行政機関等関係者	②	2	健康「食品」といっても、食事とは違って栄養成分を偏って多く摂取することが多いと思われるので、成分や飲み合わせが心配されます。外箱への注意事項などはっきりと表示を希望します。健康食品は、全くチェック機関がないのでしょうか。	国で制度化している保健機能食品以外については、注意表示等を義務付けてはいませんが、「健康食品」か一般食品かを問わず、食品衛生法においては食品を供給する事業者が自らの責任において販売食品等の安全性を確認することとされています。また、「健康食品」については、国民の健康に対する関心が高く、このたび国民が適切に食品を選択できるようにするための1つの参考情報となるよう、「健康食品」の安全性・有効性データベースを独立行政法人国立健康・栄養研究所のホームページに開設いたしましたので、参考にしていただきたいと思っております。
4	食品等事業者		3	健康食品は、原料を水産業者、農業者、各加工業者が製造し、剤形等を健康食品業者が加工する。更に利用者として医療の関係者が関わることになった。それぞれが知識、認識外の部分を抱え、利用者（消費者）に提供している。効能の研究よりも各業界共通の安全性の基準が重要である。	「健康食品」であっても、一般食品と同様に、食品衛生法において食品等事業者の責務として以下のように定められています。 【食品衛生法第3条（抄）】 食品等事業者は、販売食品等について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、・・・、販売食品等の原材料の安全性の確保 ・・・その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 具体的には、錠剤、カプセル状食品の安全性確保について、①GMPガイドラインを作成し、製造工程管理による安全性及び有効性の確保を図ることのほか、②原材料の中に天然に微量に含まれる毒性物質の濃縮のおそれがあり、過剰摂取による健康被害発生のリスクが否定できないことから、原材料の安全性についてもガイドラインを示すこととしており、現在内容を検討中です。また消費者の点につきましてはご意見として拝聴させて頂きます。

No.	質問者	意見		質問の内容	回答
		テーマ 番号	問番号		
5	食品等事業者		1	漬物製造業を営んでおりますが、農水省で市場に集まる野菜の产地や農薬使用履歴等についてのトレーサビリティの運用テストを行っていると伺っておりますが、どの程度全国に普及しているのか知りたいです。盛岡では、市場からの情報は、得意先から要求される野菜の証明書に見合うものとはまだまだ言えない状況ですので、早く整備されたらと感じております。	トレーサビリティは事業者が自主的に取組むものです。平成16年1月、(社)農協流通研究所の調査によると、農産物についての生産及び原材料の履歴の記録・保管・提供を行っているものは、回答者のうち農業者は43.9%、食品製造業者は25.7%となっています。今後一層の普及促進が必要と考え、トレーサビリティシステム導入のためのガイドラインを作成、HPなどで公表し、またトレーサビリティシステム導入促進対策事業によって機器整備を支援しています(平成15年度：全国100地区程度)。
6	食品等事業者	③	2	(1) 食糧自給率50%以下の日本にとって海外からの輸入食品・食材・原料の安全性確保のためのチェック体制やリスク対策が不十分と考える。 (2) 国内と同等もしくは、それ以上のレベルでチェックや規制しないと万が一の際の被害は大きいと思う。 (3) 行政的な弊害がないよう希望する。	厚生労働省では、 ① 全国31ヶ所の検疫所に289名の食品衛生監視員を配置し、食品衛生法に基づき、食品の輸入時の審査、検査などの監視指導業務を実施し、 ② 輸入食品の検査体制については、横浜及び神戸検疫所に「輸入食品・検疫検査センター」を設置し、遺伝子組換え食品、残留農薬及び動物用医薬品等の高度な分析業務を集中的に行なうなど、監視及び検査体制の整備を行ってきたところです。 また、昨年の食品衛生法の一部を改正する法律の施行に伴い、 ① 国内に流通する食品と同様、輸入食品についても監視指導に関する計画を毎年度策定し、計画的・重点的な監視指導を実施するとともに、結果についても毎年度公表することとなりました。本計画には、輸入者の責務として自主管理を実施すべき主要事項、モニタリング検査の年間計画、検査強化に関する事項、包括輸入禁止及び輸入者の営業の禁停止処分などを明記しています。特に、多種多様な輸入食品に対して幅広く実施されるモニタリング検査については、平成16年度において約7万6千件を計画しており、この検査で違反が発見された場合は、命令検査の発動など輸入時の検査体制を強化しています。 なお、本計画の策定にあたっては、意見交換会の開催及び厚生労働省のホームページにおいて広く国民の意見を求めるなど、情報公開及び意見の交換会(リスクコミュニケーション)を実施しているところです。 ② 更に、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の対象品目の政令指定要件を廃止し、より機動的に検査が実施できることになったほか、 ③ 検査命令を実施する指定検査機関について、民間の検査機関の参入を認める登録検査機関に移行するとともに、モニタリング検査の試験事務を登録検査機関へ委託できる体制の整備を行うなど、検疫所の監視体制の充実強化を図っているところです。 今後とも、食品衛生監視員の増員や検査体制の整備等により、輸入食品監視指導計画に基づくモニタリング検査等の充実強化を図り、輸入食品の安全性確保に努めて参ります。 なお、平成16年度輸入食品監視指導計画については、「輸入食品監視業務ホームページ http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html 」をご参照ください。
7	消費者		3	輸入港周辺での輸入ナタネの自生問題について、非遺伝子組換えの国産ナタネとの交配など、農作物への影響をどのように分析、認識しているのか。「遺伝子組換え不使用」表示の豆腐から組換え遺伝子が検出されている件で混入率5%までは認められているものの、表示を見る消費者にとっては、0%と思ってしまうのが現実であり、このギャップをどう解決するべきと考えるか。	遺伝子組換え農作物に関しては、野生動植物の種の保存への影響は「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づいて、科学的な評価を行い、問題のないもののみが流通、栽培が認められる仕組みとなっています。輸入港周辺で輸入由来と考えられる遺伝子組換えナタネについては、上述の安全性が確認されているものの生育が報告されている例はありますが、これらの農家ほ場の非遺伝子組換え作物と交雑する可能性については、花粉の飛散距離と交雑率との関係に関するこれまでの知見や、ナタネの流通等の実態からみて、極めて低いものと考えています。 農作物やその加工品は、複雑な製造流通過程を経ており、遺伝子組換えでない食品専用の完璧な製造流通ラインが整備されない限り、一定割合の遺伝子組換え食品混入は物理的に避けられないところです。このような意図しない混入であっても5%を越える場合には遺伝子組換え食品の表示を法律上義務づけているところであり、このような前提で「遺伝子組換えでない」旨の表示が行われていることについて、消費者等への周知を行っていきたいと考えています。